

○調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成15年12月22日条例第30号

改正

平成16年12月17日条例第24号

平成17年9月21日条例第25号

平成19年3月22日条例第4号

平成27年9月24日条例第37号

平成27年12月16日条例第51号

平成27年12月16日条例第54号

令和4年12月20日条例第29号

調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(候補者の募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者を指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示して、指定管理者の候補者を公募するものとする。

- (1) 公の施設の名称、設置目的、規模その他の概要
- (2) 指定管理者が管理する業務の範囲
- (3) 指定管理者が管理する期間（以下「指定期間」という。）
- (4) 指定を受けるために必要な資格
- (5) 申請に必要な書類
- (6) 申請期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行おうとする公の施設における事業計画書
- (2) 経営の状況等当該団体の概要を説明する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(候補者の選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる基準により総合的に審査し、最も適當と認められる法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 公の施設について市民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に發揮するとともに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的、人的な能力を有していること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、最も効果的かつ効率的な公の施設の管理を行わせるものとして市長等が必要と認めること。

(公募によらない選定等)

第5条 市長等は、前条各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業の内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認められる法人その他の団体があるときは、第2条の規定にかかわらず、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができる。指定期間が満了した後、再指定しようとする場合も同様とする。

2 前項の場合において、第3条の規定による申請を受けるに当たっては、市長等は、あらかじめ事業計画等について当該団体と協議しなければならない。

(欠格条項)

第5条の2 市長、副市長、法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは委員又は市議会の議員の職にある者が、法人その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人若しくは清算人又はこれらに相当する職にある者であるときは、当該法人その他の団体を指定管理者として指定することができない。

(指定書の交付等)

第6条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に対し、指定書を交付するものとする。

2 市長等は、指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第7条 市長等は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と公の施設の管理に関する次の各号に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 管理の基準に関する事項
- (3) 指定管理者に支出する管理に係る費用に関する事項
- (4) 管理に当たって保有する個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の規定による事業報告書の作成及び提出に関する事項
- (6) 法第244条の2第10項の規定による業務報告の聴取等に関する事項
- (7) 法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び業務の停止命令に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公の施設の管理を適正に行わせるために市長等が必要と認める事項

(管理の基準)

第8条 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び同法第67条の規定に従い、当該公の施設の管理に係る個人情報を適正に管理しなければならない。

- 2 指定管理者は、調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に係る情報を適正に管理しなければならない。
- 3 前2項に規定するもののほか、指定管理者は、当該公の施設に関する条例等に定める基準により、公の施設を管理しなければならない。

(業務の範囲)

第9条 指定管理者が行う管理の業務は、次の各号に掲げる業務のうち、公の施設の設置の目的、形態等に応じて市長等が定める範囲とする。

- (1) 公の施設で行う事業の運営に関する業務
- (2) 公の施設の使用の承認等に関する業務
- (3) 施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公の施設の管理に関する業務

(原状回復の義務)

第10条 指定管理者は、指定期間が満了したときは、速やかに当該公の施設及び附帯設備を原状に回復しなければならない。法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命ぜられたときも同様とする。

(損害賠償の義務)

第11条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は附帯設備に損害を生ぜしめ

たときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例の規定による指定の手続に相当する手続により公の施設の管理を行わせるものとして選定されている団体は、この条例の規定により指定管理者の候補者として選定されたものとみなす。

附 則 (平成16年12月17日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月21日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において在職する収入役が施行日以後も在職する場合において、当該収入役が在職する期間における第1条の規定による改正後の調布市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の2の規定、（中略）の適用については、これらの規定中「副市長」とあるのは、「副市長、収入役」とする。

附 則 (平成27年9月24日条例第37号)

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月16日条例第51号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。（後略）

附 則 (平成27年12月16日条例第54号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。（後略）

附 則（令和4年12月20日条例第29号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第7条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（委任）

第8条 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。